

| | |
|----|-----|
| 区分 | その他 |
|----|-----|

案件概要

資料 1

| 共 通 | |
|---|------------------------------------|
| 件名 | 青海フロンティアビル賃貸借契約（東区画） |
| 契約主体 | 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 |
| 調達方式 | 特命随意契約 |
| 内 容 | |
| <p>デフリンピック準備運営本部において、令和6年度以降の体制拡大に備え、増床部分として賃貸借契約（建物名：青海フロンティアビル）を締結するものである。</p> <p>（賃借理由） 既存入居部分に隣接するエリアを賃借し、執務スペースを拡大する必要があるため。</p> | |
| <p style="text-align: center;">調達方式が競争入札以外の場合の理由</p> <p><特命理由> 不動産（建物）の賃借であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準じ特命随意契約とする。</p> <p>※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約） 第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> | |
| 契約締結前付議理由 | |
| 付議基準 | |
| 入札・契約手続き等確認結果 | |
| | |
| 所管部署 | 東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部総務グループ |

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名 青海フロンティアビル賃貸借契約（東区画）
 調達方式 特命随意契約

| 確認の視点 | 確認内容 | 備考 |
|-----------------------------------|--|----|
| 契約手続きの適正性 | | |
| 発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 | |
| 大会経費として妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部のオフィス賃貸借に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 | |
| 事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 | |
| 予算執行が適正なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 | |
| 予定価格が妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 | |
| 調達方式の精査・確認 | | |
| 調達方式が妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。 | |

| | |
|----|-----|
| 区分 | その他 |
|----|-----|

案件概要

資料 2

| 共通 | |
|---|------------------------------------|
| 件名 | パーソナルコンピュータの借入れ（令和6年度増員分） |
| 契約主体 | 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 |
| 調達方式 | 希望制指名競争入札 |
| 内 容 | |
| <p>○令和6年4月1日に予定するデフリンピック準備運営本部の体制拡大に備え、デフリンピック準備運営本部の職員がPCを令和6年度当初から使用できるように発注する。</p> <p>○PCリース台数 92台</p> | |
| 調達方式が競争入札以外の場合の理由 | |
| Empty space for reasons | |
| 契約締結前付議理由 | |
| 付議基準 | |
| 入札・契約手続き等確認結果 | |
| Empty space for results | |
| 所管部署 | 東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部総務グループ |

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

| | |
|------|---------------------------|
| 案件名 | パーソナルコンピュータの借入れ（令和6年度増員分） |
| 調達方式 | 希望制指名競争入札 |

| 確認の視点 | 確認内容 | 備考 |
|-----------------------------------|---|----|
| 契約手続きの適正性 | | |
| 発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 | |
| 大会経費として妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部の職員が使用するパーソナルコンピュータに係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 | |
| 事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 | |
| 予算執行が適正なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 | |
| 予定価格が妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 | |
| 調達方式の精査・確認 | | |
| 調達方式が妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。 | |

| | |
|----|-----|
| 区分 | その他 |
|----|-----|

案件概要

資料3

| 共通 | |
|---|---|
| 件名 | 通信機能付きスマートフォン端末利用環境の提供 (令和6年度増員分) (単価契約) |
| 契約主体 | 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 |
| 調達方式 | 希望制指名競争入札 |
| 内 容 | |
| <p>○令和6年4月1日に予定するデフリンピック準備運営本部の体制拡大に備え、デフリンピック準備運営本部の職員が通信機能付きスマートフォン端末及び端末利用環境を令和6年度当初から使用できるように発注する。</p> <p>○通信機能付きスマートフォン台数・契約期間 90台(回線)・24月</p> | |
| 調達方式が競争入札以外の場合の理由 | |
| | |
| 契約締結前付議理由 | |
| 付議基準 | |
| 入札・契約手続き等確認結果 | |
| | |
| 所管部署 | 東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部総務グループ |

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

| | |
|------|--|
| 案件名 | 通信機能付きスマートフォン端末利用環境の提供（令和6年度増員分）（単価契約） |
| 調達方式 | 希望制指名競争入札 |

| 確認の視点 | 確認内容 | 備考 |
|-----------------------------------|--|----|
| 契約手続きの適正性 | | |
| 発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 | |
| 大会経費として妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部職員の連絡手段・通信環境構築に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 | |
| 事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 | |
| 予算執行が適正なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 | |
| 予定価格が妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 | |
| 調達方式の精査・確認 | | |
| 調達方式が妥当なものであること | <ul style="list-style-type: none"> ●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。 | |